

(I) 施設デザイン

a スルーホール

(a) スルーホールは、以下の方向で計画します。

- ・ 景観要素として優れたデザイン性
- ・ 札幌オリジナルとしての先進性、独自性
- ・ 地上と地下とをつなぐシンボル性

(b) 素材にガラスを用いること等により、地下空間では自然光が落ち、地上の景色（樹木等）を見せ、地上部では景観、デザインに配慮し、照明的な役割を持たせませす。

(c) スルーホールは中央分離帯に1丁間ごとに3箇所配置します。このうち中央の1箇所は採光、非常時排煙の機能を、他の2箇所は採光、給気、非常時排煙の機能を備えます。

b 地上地下出入口

(a) 地上地下出入口は、以下の方向で計画します。

- ・ スルーホールの一部として、共通したデザイン
- ・ 光が豊かに差し込み、安全で軽快なデザイン
- ・ これらを実現するため、地上、地下ともに構成する要素を限りなく少なく

(b) 地上部は、透過性が高い構成とすることにより、以下を検討します。

- ・ 昼間は光を反射し、風景を映しこみ、夜は発光
- ・ 映像や都市情報、観光情報等を投影、掲示

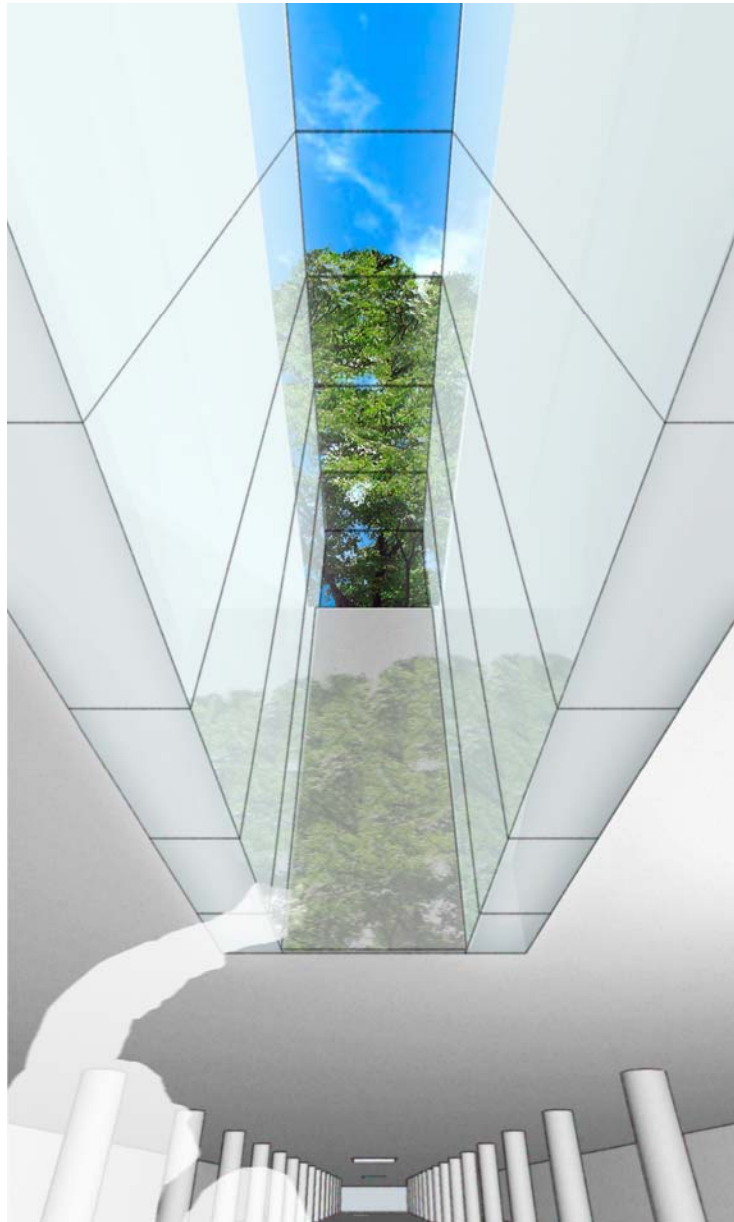
(c) 階段部は側壁に光を反射させ、地下空間内部に光を導く。

(d) 階段部上部は踏み板ヒーティング等により冬季間の安全性に配慮する。

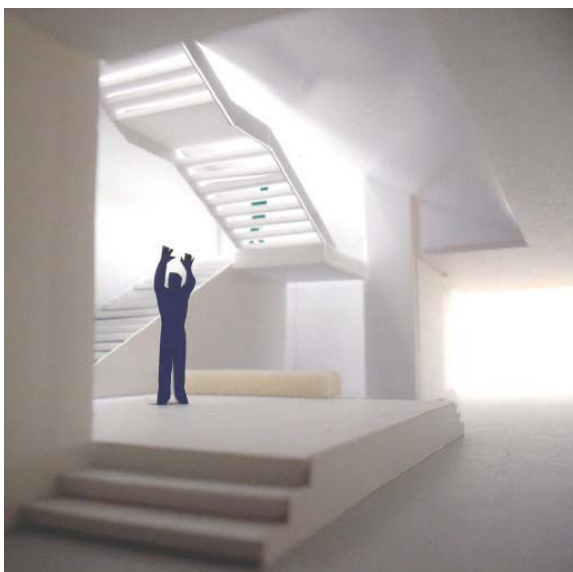
(e) 階段部下部は軽快なデザインとし、人々が上下する風景を地下空間のアクティビティと連携させる。

(f) 階段部では空間にアクセントを与えると同時に、地下空間に対する視点場として、可能な限り憩いの空間に張り出しを設ける。

スルーホールのイメージ



地上地下出入口（階段）のイメージ



地下空間を眺めることのできる視点場



地下空間に太陽の光をもたらす出入口

エ 空間の活用方針

(7) ユーティリティ空間の活用

a 活用の基本的考え方

ユーティリティ空間は、歩行者の様々な活動を可能にし、まちの賑わいを創出する場として積極的に活用します。

沿道に立地する機能と併せて、道路空間でも様々な活動が起きることにより、街に新しい活気、賑わいをもたらすため、以下のような活用を想定します。

- ・花、緑を置く
- ・椅子等を置き、休憩ができる
- ・将来的にはオープンカフェ等が展開
- ・イベント時のその他の活用（展示、路上パフォーマンス、物販等）が多様に展開

b ユーティリティ空間の活用イメージ

○可動式の椅子やテーブルを置き、飲食、休憩などができる。



歩道の車道側と店先にテーブル等を置き、そこで飲食
(左：メルボルン、右：ポートランド)

○キオスク、ワゴン等を置き、販売スペースとして活用する。



移動式の店舗、ワゴン（名古屋市久屋大通）



簡易な店舗（キオスク、ローマ）

○イベント等で活用する。



フリーマーケット（徳島県徳島市）



フリーマーケット（山口県柳井市）
麗都路通り（レトロ通り）

○パフォーマンス等を行う。



（フランクフルト）



（ストロイエ）

c ユーティリティ空間活用のための施策の考え方

多様性、柔軟性を持ちつつ空間を活用していくためには、一般的な公共施設管理のあり方では対応できません。沿道関係者と行政、さらにはまちづくり組織も一体となって、活用・管理のための総合的な施策を確立する必要があります。

(a) 可動式設備の設置、管理等

- ・歩行者が利用する椅子やテーブルの設置（可動式）、管理（冬期間、夜間の撤去等も含めて）
- ・プランター等の設置、管理（冬季間は室内で花木を育成）

(b) 緑化に対する取り組み

- ・ユーティリティ空間の利用に配慮しながら、緑量の確保、緑の質の向上

(c) 交通管理に対する取り組み

- ・自転車駐車
- ・停車スペース及び荷捌スペースの適正運用（冬季間も含めた適正な運用）

(d) ユーティリティ空間の活用への取り組み

- ・空間の適正な活用、運用
- ・飲食事業の展開可能性の検討

(e) これらに対する取り組み体制

- ・沿道関係者、行政、まちづくり組織等の役割分担
- ・必要に応じて一括した取り組み体制

(4) 地下空間の活用

地下空間では、憩いの空間、広場（交差点下部）、長距離にわたる壁面、さらにはスルーホール、出入口を効果的に活用、多様なアクティビティを生む場としていきます。

想定される活用方法（地下広場・憩いの空間）

憩いの空間では様々な活用方法が考えられます。ストリートパフォーマンス、ストリートライブ、オープンカフェ、フリーマーケット、物産展、アートスペース、広告ギャラリー、映像投影、休憩スペースなどの多様なプログラムをサポートするための空間とします。

活用事例：

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| 1 休憩スペース | 9 市民起業アンテナマーケット |
| 2 沿道建物との協力によるオープンカフェ | 10 キオスク販売 |
| 3 フリーマーケット | 11 ワゴン販売 |
| 4 ストリートライブ・ストリートパフォーマンス | 12 自動販売機・銀行郵便局ATM |
| 5 アートギャラリー（絵画・立体作品・映像作品） | 13 イルミネーションイベント |
| 6 見本市・物産展 | 14 行政情報サービス（出先窓口業務・公共交通情報提供） |
| 7 広告（映像・掲示） | 15 観光情報サービス（市・道情報、市町村） |
| 8 図書スペース | |

オ 整備、活用、管理に係る今後の取り組み

(7) デザインイメージの具体的設計への反映

本計画で示したデザインイメージを基本として、技術的、制度的、経費的検討を深め、具体的な設計内容へ反映していきます。

その際、民間都市開発事業の気運が高まっている大通との交差点においては、本計画の上位計画である「都心まちづくり計画」に示す「サッポロ広場」の実現に向け、沿道関係者との詳細な協議・検討を行います。

また、既に民間都市開発がすすめられている、北三条通との交差点においても、地上と地下及び公共施設と沿道が一体となった良質な空間形成を目指し、沿道関係者との詳細な協議・検討を行います。

(4) 公共空間活用のルールづくりと管理体制の確立

地下の憩いの空間や地上ユーティリティ空間の自由度の高い活用、可動式緑化施設の設置、自転車通行可能スペースの安全な運用管理、地上の適正な交通管理など、公共空間の活用管理のため新たなルールづくりを沿道関係者、行政、まちづくり組織が協働して進めます。

更に、当該ルールにもとづき、公共空間が魅力的なものとして活用されていくための管理体制を、確立します。

(5) 沿道まちづくりのルールづくりと協議体制の確立

「沿道まちづくりの誘導方向」(P24) に即し、公共空間と相まって魅力的なメインストリートが形成されるよう、沿道のまちづくりの目標共有化とルールづくりを進めます。

このため、全体としての方針と各街区の特徴に応じた具体的なルールの両面から検討すべく、沿道関係者と行政との協議体制を確立します。